# 外貨送金サービス規定 (法人のお客さま)

# 2020年8月31日改定

÷r.'	In .
新	H H
略	略
Maria de Calamana	
第1条(適用範囲)	第1条(適用範囲)
	(1) 略
第2条(定義)	第2条(定義)
本規定における用語の定義は、次のとおりとし	本規定における用語の定義は、次のとおりとし
ます。	ます。
1. 外国向送金取引	1. 外国向送金取引
お客さまの委託にもとづき行う次のことをいい	送金依頼人の委託にもとづき行う次のことをい
ます。	います。
(1) <u>お客さま</u> の指定する外国にある他の金融 機関にある受取人の預金口座に一定額を	(1) <u>送金依頼人</u> の指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額
	を入金することを委託するための支払指図
を、関係銀行に対して発信すること	を、関係銀行に対して発信すること
(2) 略	(2)略
2. 支払指図	2. 支払指図
お客さまの依頼にもとづき、一定額を受取人	送金依頼人の委託にもとづき、一定額を受取
の処分可能にすることを委託するために関係	人の処分可能にすることを委託するために関
銀行に対して発信する指示をいいます。	係銀行に対して発信する指示をいいます。
3. 支払銀行	3. 支払銀行
受取口座への送金資金の入金または受取時	受取人の預金口座への送金資金の入金また
の送金資金の支払いを行う金融機関をいいま	は受取人に対する送金資金の支払いを行う金
す。	融機関をいいます。
4. 略	4. 略
5. インターネットバンキング	(追加)
銀行取引規定条 2 項に定める「インターネット	
バンキング」をいい、本サービスにおいては、	
当社所定のWEBサイトにアクセスして行いま	
す。また、本サービスにおけるログイン ID、ログ	
インパスワードおよび依頼承認パスワードは、 銀行取引担党 6条1 頂に営める「パスワード	
銀行取引規定 6 条 1 項に定める「パスワード 等」に含めるものとします。	
41に日かんのひかています。	
   第3条(送金の依頼)	   第3条(送金の依頼)
1. 略	第 3 末(心霊の体験)   1. 略
(削除)	1. 『10   2. 送金の依頼は、当社が認める場合のみこ
<u> </u>	れを受付けます。詳細は「外貨送金サービ
	40℃×1717より。叶州は「八貝心亚り」

- 2. 送金の依頼は、次により取扱います。
- (1) 送金の依頼を行う場合には、送金通貨、 送金金額を明示の上、当社所定の時間内 に当社所定の方法で送金を依頼してくだ さい。当社はお客さまから依頼を受けた送 金通貨、送金金額と、送金先事前登録の 内容に従って送金を実行します。ただし、 送金金額は当社所定の送金限度額未満 とし、インターネットバンキングにより送金 の依頼をする場合は 1 回の依頼により当 社が受付可能な件数は当社所定の件数と します。
- (2) お客様がインターネットバンキングにより送金の依頼をした場合において、当社からの受付結果の通知が届かない場合や回線障害等により取扱いが中断した場合には、直ちに当社に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) <u>外国為替市場の動向により、関係銀行との受渡しができなくなり、送金の取扱いを</u>停止する場合があります。
- (4) 許可等が必要な送金のご依頼を受付した 場合、当社では受付をお断りすることがあります。また、当社が、許可等が必要な送金のご依頼を受付する場合、その許可等を証明する書類の原本をお客さまに事前にご提出いただきます。
- (5) 送金の申込時に、当社所定の方法にてお客さまの本人確認を行います。この場合に虚偽あるいは事実と相違する申告等があった場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は送金の申込を承諾しない場合があります。これによって発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。
- (6) 本サービスにかかる当社とお客さまとの連絡内容は記録し、一定期間保存します。
- (7) お客さまと当社との間の確認事項等で相 違が発生した場合、当社の記録内容を正 当なものとして取扱います。
- (8) お客さまによる送金の申込が完了した後、

- ス機能概要説明書(法人のお客さま)」を ご確認ください。
- 3. <u>前項の場合の送金の依頼</u>は、次により取 扱います。
- (1) 送金の依頼は、当社所定の時間内に受付けます。

- (2) 送金の依頼にあたっては、当社が別途定める所定の方法によりご依頼ください。
- (3) 当社は前号により申請のあった当社所定の事項を依頼内容とします。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

- 第4条第1項に基づき契約が成立した場合には、所定の期間内に当社は送金の手続きを行います。送金の申込が完了した後、送金通貨や送金金額、関係銀行等の変更は原則としてできません。送金通貨や送金金額、関係銀行等を変更する場合には、第10条に規定する方法により組戻しの手続きをした後、新たに送金の申込をしてください。
- 3. 送金の依頼を受付けるにあたって、当社が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合には、送金原資を確認できる書類を提示または提出してください。また、当社が、外国為替関連法規上確認が必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合は、所定の事項を申告するとともに、必要書類を提出してください。

(削除)

4. 送金の依頼にあたっては、<u>お客さま</u>は当社に、<u>送金依頼日の翌営業日までに、</u>送金資金の他に、当社所定の料金・関係銀行手数料その他送金の依頼に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「手数料等」といい、送金資金とあわせて「送金資金等」といいます。)をお支払いください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

- 4. 送金の依頼を受付けるにあたっては、外 国為替関連法規上所定の確認が必要で すので、次の手続きを行ってください。
- (1) 送金依頼時に、送金原因その他所定の事項をご申請ください。
- (2) 当社所定の告知書および本人確認資料を ご提出いただくことがあります。
- (3) <u>許可等が必要とされる取引の場合には、</u> その許可等を証明する書面を提示または 提出してください。
- (4) 前各号のほか、当社が追加的に確認が必要であると認めた場合には、当社の求める情報の提供または資料の提示もしくは提出をしてください。
- 5. 送金の依頼を受付けるにあたって、当社が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために必要であると認めて、送金依頼人に対して求めた場合には、送金原資を確認できる書類を提示または提出してください。
- 6. 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当社に、送金資金の他に、当社所定の料金・関係銀行手数料その他<u>この取引</u>に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」といいます。)をお支払いください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入ればしません。

### 第4条(送金委託契約の成立と解除等)

- 1. 送金委託契約は、当社が<u>お客さまの</u>送金 の依頼を承諾し、送金資金等を受領した 時に成立するものとします。
- 2. 送金資金は、お客さまの代表口座円普通 預金または送金通貨と同一通貨建ての代表口座外貨普通預金から送金依頼日の 翌営業日に、払戻請求書等の提出を受け ることなく、自動的に引落します。また、当 社の手数料等は、お客さまの代表口座円 普通預金から振替ることにより受領するも のとします。なお、領収書等は発行しない ものとします。
- 3. 前項に定める引落しまたは振替ができなかった場合(口座の解約や、預金の差押之等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不適当と認めた場合も含みます。)、当社はお客さまからの送金依頼は取消されたものとして取り扱うことができるものとします。
- 4. 略
- 5. 前項による解除の場合には、<u>お客さま</u>から 受取った送金資金等を返却しますので、 当社所定の手続きを行ってください。この 場合、当社所定の本人確認資料または保 証人を求めることがあります。
- 6. 略

### 第5条(支払指図の発信等)

- 1. 当社は、送金委託契約が成立したときは、 前条第4項により解除した場合を除き、<u>お</u> 客さまからの送金依頼の内容にもとづい て、遅滞なく関係銀行に対して支払指図 を発信します。
- 2. 当社は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれかまたは全てを、支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに支払銀行に伝達されることがあります。当社が

### 第4条(送金委託契約の成立と解除等)

- 1. 送金委託契約は、当社が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- 2. 送金資金は、送金通貨と同一の通貨での み受入れます。また、送金資金等は、お客 さま名義の代表口座外貨普通預金または 円普通預金から振替ることにより受領する ものとします。現金、銀行小切手、トラベラ ーズチェックによる受入れはできません。

#### (追加)

- 3. 略
- 4. 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 5. 略

### 第5条(支払指図の発信等)

- 1. 当社は、送金委託契約が成立したときは、 前条第<u>3</u>項により解除した場合を除き、送 金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係 銀行に対して支払指図を発信します。
- 2. 当社は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれかまたは全てを、支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。当社

このような情報伝達をすることについて、 <u>お客さま</u>はあらかじめ異議なく承諾し、当 社に対して事後においても何らの異議を 述べることはできないものとします。

- (1) 略
- (2) <u>お客さま</u>の社名、住所、当社における口座 番号・取引番号、その他<u>お客さま</u>を特定す ることができる情報
- (3) 略
- (4) 送金の目的、送金の原資、その他関係銀行から送金に関し求められた情報
- 3. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、<u>お客さま</u>が特に指定した場合を除き、同様とします。
- 4. 次の各号のいずれかに該当するときには、当社は、<u>お客さま</u>が指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社は<u>お客さま</u>に対してすみやかに通知します。
- (1) 当社が<u>お客さま</u>の指定に従うことが不可能 であると認めたとき
- (2) <u>お客さま</u>の指定に従うことによって、<u>お客さま</u>に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当社が認めたとき
- 5. 略

がこのような情報伝達をすることについて、<u>送金依頼人</u>はあらかじめ異議なく承諾し、当社に対して事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。

- (1) 略
- (2) <u>送金依頼人</u>の社名、住所、当社における 口座番号・取引番号、その他<u>送金依頼人</u> を特定することができる情報
- (3) 略

### (追加)

- 3. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- 4. 次の各号のいずれかに該当するときには、当社は、<u>送金依頼人</u>が指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社は<u>送金依頼人</u>に対してすみやかに通知します。
- (1) 当社が<u>送金依頼人</u>の指定に従うことが不 可能であると認めたとき
- (2) <u>送金依頼人</u>の指定に従うことによって、<u>送</u>金<u>依頼人</u>に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当社が認めたとき
- 5. 略

### 第6条(料金等)

1. 本サービスのご利用にあたっては、当社 所定の初期導入手数料及び手数料等を いただきます。なお、このほかに、関係銀 行に係る手数料・諸費用を後日請求され ることもあります。その場合、これらの本項 に定める手数料・諸費用は、お客さま名義 の代表口座円普通預金、または代表口座 外貨普通預金より引落します。また、支払 銀行での受取にかかる手数料については 受取時に受取人にご負担いただくものとし

## 第6条(料金等)

1. <u>外貨送金サービス</u>のご利用にあたって は、当社所定の<u>月額基本料及び送金資金等</u>をいただきます。なお、このほかに、 関係銀行に係る手数料・諸費用を<u>後日い</u> ただくこともあります。

#### ます。

- 2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、 次の各号に定める当社および関係銀行の 所定の手数料・諸費用をいただきます。こ の場合、前項に規定する手数料等<u>その他</u> の手数料・諸費用は返却しません。なお、 このほかに、関係銀行に係る手数料等を 後日<u>お支払い</u>いただくこともあります。<u>これ</u> ら本項に定める手数料・諸費用はお客さ ま名義の代表口座円普通預金、または代 表口座外貨普通預金より引落します。
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

- 2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、 次の各号に定める当社および関係銀行の 所定の手数料・諸費用をいただきます。こ の場合、前項に規定する手数料等は返却 しません。なお、このほかに、関係銀行に 係る手数料・諸費用を後日いただくことも あります。
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

### 第7条(受取人に対する支払通貨)

お客さまが次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨はお客さまが指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

- (1) 略
- (2) 略

### 第7条(受取人に対する支払通貨)

送金依頼人が次の各号に定める通貨を送金 通貨として送金を依頼した場合には、受取人 に対する支払通貨は送金依頼人が指定した 通貨と異なる通貨となることもあります。この場 合の支払通貨、為替相場および手数料等に ついては、関係各国の法令、慣習および関係 銀行所定の手続きに従うこととします。

- (1) 略
- (2) 略

### 第8条(取引内容の照会等)

- 1. <u>お客さま</u>は、送金依頼後に受取人に送金 資金が支払われていない場合など、送金 取引について疑義のあるときは、すみや かに当社に照会してください。この場合に は、当社は、関係銀行に照会するなどの 調査をし、その結果を<u>お客さま</u>に報告しま す。なお、照会等の受付にあたっては、当 社所定の<u>依頼書</u>の提出を求めることがあり ます。
- 2. 当社が発信した支払指図について、関係 銀行から照会があった場合には、送金の 依頼内容について<u>お客さま</u>に照会するこ とがあります。この場合には、すみやかに 回答してください。当社からの照会に対し て、相当の期間内に回答がなかった場合

#### 第8条(取引内容の照会等)

- 1. 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に 送金資金が支払われていない場合など、 送金取引について疑義のあるときは、す みやかに当社に照会してください。この場 合には、当社は、関係銀行に照会するな どの調査をし、その結果を送金依頼人に 報告します。なお、照会等の受付にあたっ ては、当社所定の書面の提出を求めること があります。
- 2. 当社が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場

- または不適切な回答があった場合には、 これにより生じた損害については、当社は 責任を負いません。
- 3. 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当社が行う回答については、<u>第5条第</u>2項から第5項の規定を準用します。
- 4. 当社が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社はお客さまにすみやかに通知します。この場合、当社が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、ただちに返却しますので、第10条に規定する組戻しの手続きに準じて、当社所定の手続きを行ってください。
- 合または不適切な回答があった場合に は、これにより生じた損害については、当 社は責任を負いません。
- 3. 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当社が行う回答については、第5条第 3項、同第4項および同第5項の規定を 準用します。
- 4. 当社が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当社が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、ただちに返却しますので、第10条に規定する組戻しの手続きに準じて、当社所定の手続きを行ってください。

### 第9条(依頼内容の変更)

- 1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容 を変更する場合には、次の変更の手続き により取扱います。ただし、<u>送金通貨、</u>送 金金額、関係銀行を変更する場合には、 次条に規定する組戻しの手続きにより取 扱います。
- (1) <u>依頼内容の変更依頼</u>にあたっては、当社 所定の手続きを行ってください。この場 合、当社所定の本人確認資料または保証 人を求めることがあります。
- (2) 略
- 2. 前項の依頼内容の変更の取扱いについては、第4条第<u>6</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 3. 略

### 第9条(依頼内容の変更)

- 1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容 を変更する場合には、次の変更の手続き により取扱います。ただし、送金金額、関 係銀行を変更する場合には、次条に規定 する組戻しの手続きにより取扱います。
- (1) 変更の依頼にあたっては、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

### (2) 略

- 2 前項の依頼内容の変更の取扱いについては、第4条第<u>5</u>項の規定を準用します。 また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 3. 略

### 第10条(組戻し)

- 1. 略
- 2. 前項の組戻しの依頼および返戻金の返却の取扱いについては、第4条第<u>6</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 3. 略

### 第10条(組戻し)

- 1. 略
- 2. 前項の組戻しの依頼および返戻金の返却の取扱いについては、第4条第<u>5</u>項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 3. 略

#### (削除)

### 第11条(通知・照会の連絡先)

- 1. <u>当社がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、当社にご登録いただいている住所・電話番号を連絡先とします。</u>
- 2. 前項において、連絡先の記載の不備また は電話の不通等によって通知・照会をす ることができなくても、これにより生じた損 害については、当社は責任を負いませ ん。

### 第11条(解約等)

- 1. 本サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます。)は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の方法によるものとします。
- 2. 本サービスに利用される預金口座が解約 された場合には、本利用契約も解約され たものとみなします。
- 3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生 じたときは、当社はいつでも本利用契約 を解約することができます。この場合、当 社がお客さまにその旨の通知を発信した 時に解約されたものとします。
  - (1) 支払の停止または破産手続開始、再 生手続開始、会社更生手続開始もしく は特別清算開始の申立があったとき
  - (2) お客さまの当社に対する預金債権、そ の他債権または当社に預託する資産 もしくは債務の担保の目的物につい て、仮差押、保全差押または差押の命 令、通知が発送されたとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (4) 当社に支払うべき所定の料金の支払を遅延したとき
  - (5) 本サービスにおいて、当社所定の振 替日の前日までに送金資金等その他 所定の手数料または諸費用を指定さ れた口座に入金しなかったとき
  - (6) 1 年以上にわたり、本サービスの利用がないとき

(追加)

- (7) <u>申込書または本規定に基づく届出に</u> ついて虚偽の事実があることが判明し たとき
- (8) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの 責に帰すべき事由によって、当社にお いてお客さまの所在が不明となったと き
- 4. 前項に基づき本サービス利用契約が解約されたときは、お客さまは未払いの手数料その他本規定に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。
- 5.当社は、事前にお客さまに通知することな く本サービスを休止することができます。 そのために生じた損害について当社は 責任を負いません。
- 6. 本利用契約が解約等により終了した場合 には、その時までに送金・振替の処理が 完了していない取引の依頼については、 当社はその処理をする義務を負いませ ん。
- 7. <u>お客さまが本サービスを月の途中で解約した場合であっても、解約時点までに支払いの完了していない手数料等その他所定の手数料または諸費用について、支払い義務が免除されるものではありません。</u>

#### 第12条(免責事項)

次の各号に定める損害については、当社は責任を負いません。

(1) 略

(2) 受取口座の名義相違等のお客さまの責に帰すべき事由により生じた損害

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

#### 第12条(免責事項)

次の各号に定める損害については、当社は責任を負いません。

(1) 略

- (2) <u>受取人名</u>相違等の<u>送金依頼人</u>の責に帰すべき事由により生じた損害
- (3) <u>送金依頼人から受取人へのメッセージに</u> 関して生じた損害
- (4) 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- (5) 法令に基づく行政機関等の措置により、本 サービスの全部または一部が停止されたと き
- (6) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき

(削除)	(7) 当社の責によらない回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたと
(削除)	き (8) <u>地震や洪水等の自然災害、戦争、内乱、</u> <u>暴動等の事変、その他のやむをえない事</u>
(3) 略	<u>由があったとき</u> (9) 略
第 13 条(規定の準用)	第 13 条(規定の準用)
略	略
第 14 条(法令、規則等の遵守)	第 14 条(法令、規則等の遵守)
略	略
第 15 条(規定の変更)	第 15 条(規定の変更)
略	略